（開示期日の調書）

第八十六条　開示期日における手続については、調書を作り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

2　第七十八条第二項の規定は、前項の調書について準用する。

（保釈の保証書の記載事項等・法第九十四条等）

第八十七条　保釈の保証書（電磁的記録を含む。次項において同じ。）には、保証金額及びいつでもその保証金を納める旨を記載し、又は記録しなければならない。

［2　略］

（上訴中の事件等の勾留に関する処分・法第九十七条）

第九十二条　［略］

2　上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、勾留の期間を更新し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合にも、前項と同様とする。

［3　略］

［削る］

（勾留状を示す措置・法第九十八条）

第九十二条の二　法第九十八条の規定により被告人を刑事施設に収容するには、被告人に対し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては第一号に掲げる措置をとるとともに、同条に規定する決定が電磁的記録である場合にあつては第二号に掲げる措置をとらなければならない。

一　勾留状に記録された事項及び法第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二　当該決定に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

（拘禁刑以上の刑に処せられた被告人の収容手続・法第三百四十三条、第九十八条等）

第九十二条の三　法第三百四十三条第二項において準用する法第九十八条の規定により被告人を刑事施設に収容するには、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置をとれば足りる。

一　勾留状が書面である場合　言い渡した刑並びに判決の宣告をした年月日及び裁判所を記載し、かつ、裁判長又は裁判官が相違ないことを証明する旨付記して認印した勾留状の謄本を示すこと。

二　勾留状が電磁的記録である場合　次のイ及びロに掲げる事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

イ　勾留状に記録された事項及び法第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は裁判官の氏名

ロ　言い渡した刑並びに判決の宣告をした年月日及び裁判所並びにこれらの記録が相違ないことを裁判長又は裁判官が証明する旨

（開示期日の調書）

第八十六条　開示期日における手続については、調書を作り、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

［新設］

［新設］

（保釈の保証書の記載事項・法第九十四条等）

第八十七条　保釈の保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納める旨を記載しなければならない。

［2　同上］

（上訴中の事件等の勾留に関する処分・法第九十七条）

第九十二条　［同上］

2　上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、勾留の期間を更新し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合にも、前項と同様である。

［3　同上］

4　上訴裁判所は、被告人が勾留されている事件について訴訟記録を受け取つたときは、直ちにその旨を原裁判所に通知しなければならない。

［新設］

（拘禁刑以上の刑に処せられた被告人の収容手続・法第三百四十三条、第九十八条等）

第九十二条の二　法第三百四十三条第二項において準用する法第九十八条の規定により被告人を刑事施設に収容するには、言い渡した刑並びに判決の宣告をした年月日及び裁判所を記載し、かつ、裁判長又は裁判官が相違ないことを証明する旨付記して認印した勾留状の謄本を被告人に示せば足りる。

［新設］